

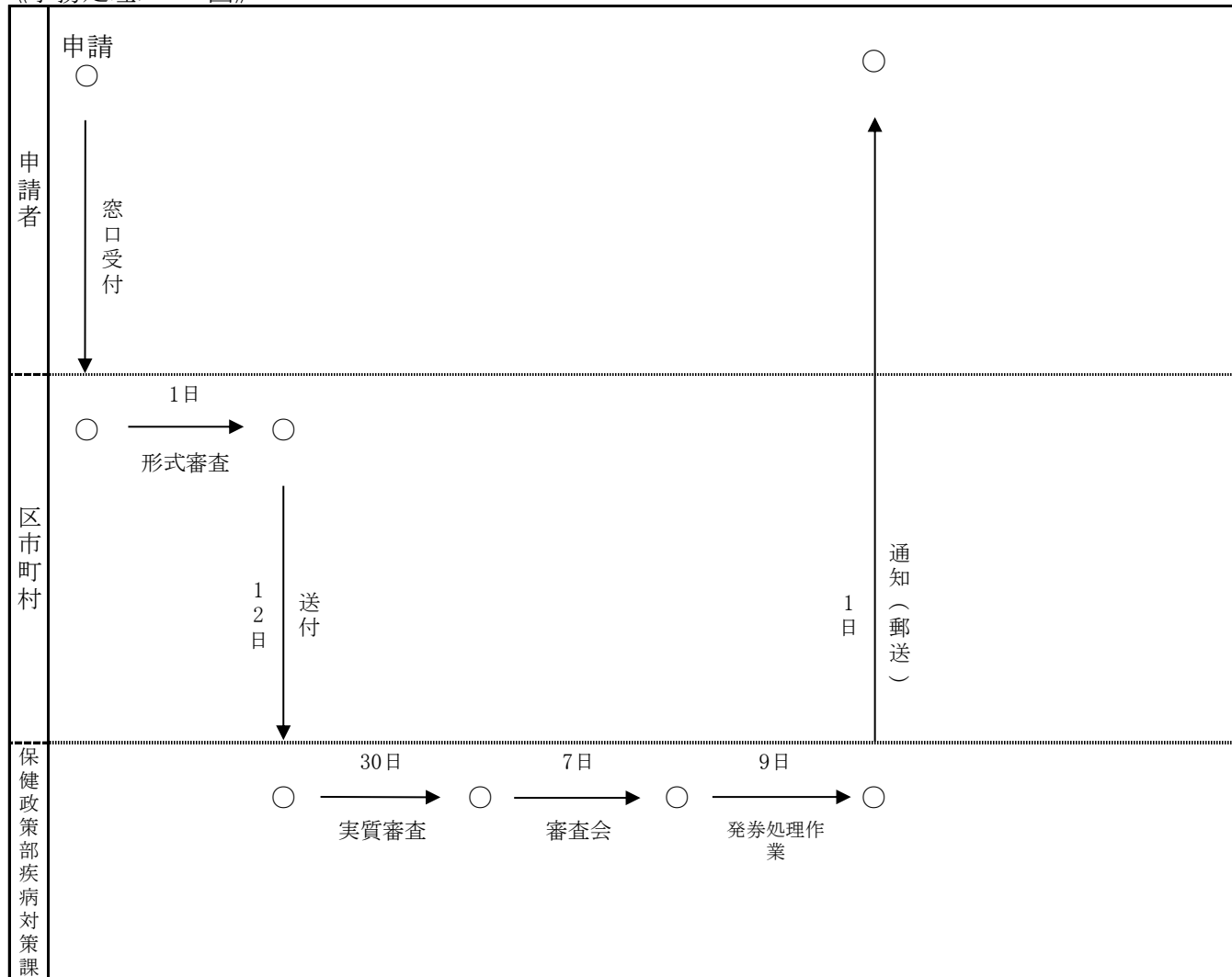
### 事務処理フロー図

事務名	医療費助成認定(被爆者の子)
根拠法令	東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例第7条

作成部署 福祉保健局保健政策部疾病対策課被爆者援護担当 電話32-931

標準処理期間計	60日
---------	-----

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書の記載事項、添付書類等の確認
2	送付	形式審査終了後、申請書を処理機関である保健政策部疾病対策課へ送付
3	実質審査	基準を満たしているか審査及び審査会に付託する資料の作成
4	審査会	申請案件について審査を行い、諾否を決定
5	発券処理作業	審査結果の入力作業、医療券と申請書の内容照合作業等
6	通知	申請者あてに認定者には医療券を交付し、非認定者には非認定通知等を通知
7		
8		
9		
10		